

## 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく証明書の交付取扱基準について

美郷町町民生活課長

(趣旨)

第1条 この基準は、美郷町手数料徴収条例(平成18年1月1日条例第62号。以下、「条例」という。)の施行について、戸籍法及び住民基本台帳法に基づく証明書の交付申請を受付けた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(証明及び通知の取扱い)

第2条 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく請求に関し、以下のように取扱う。

1 本町で保管する公簿等により確認ができず証明書の交付ができないと判断した場合、口頭により、「町が保管している公簿等による確認ができないので証明書の交付ができない。」旨を告げればよい。

ただし、郵送で申請を受けた場合は、「行政証明書を交付できない旨の通知書」を添付し受取った書類一式と共に返送することとする。

2 前1項の証明書は「発行できない旨の通知」であり無料で交付できるが「発行できない旨の証明」を求められた場合は、「不在籍証明書」又は「不在住証明書」、若しくは任意により作成された様式を用いて所定の証明を行うこととする。この場合は以下のとおり手数料を徴収する。

(1)戸籍法の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 350円

(2)住民基本台帳法の規定に基づく住民基本台帳に記載した事項に関する証明書の交付手数料 300円

(3)上記の両方を満たす証明の場合は、証明1件あたり(1)と同額を徴収する。

(表示変更の証明)

第3条 第2条第1項で定める通知のほか、以下の証明書については無料で交付できる。

ただし、書面での申請に限られる。

① 市町村合併証明書

② 字の名称変更に伴う住所の表示変更証明書

申請に必要なもの

① 申請者の住所氏名及び使用目的が明記された申請書(任意様式)

② 本人確認書類(請求する者の氏名・住所・生年月日・所属が確認できる書類)の写し

③ 返信用封筒(宛先を記載のうえ切手貼付したもの)

(附則)

このことについては、平成31年2月1日から実施する。